

平成28年第4回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成28年5月25日(水) 午前10時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子		
欠席委員	委 員 嶋 谷 珠 美		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校支援課長	生涯学習・学校地域連携課長	
	教育指導課長	教育支援担当課長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	54号	平成28年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	55号	東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	56号	平成29年度区立幼稚園園児募集方針について	承認
追加日程1	57号	東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	25号	児童相談所移管について	了承
5	26号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成28年第4回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成28年5月25日(水) 10:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成28年第4回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第54号議案、「平成28年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第54号議案について、ご説明を申し上げます。議案書をごらんください。議案書を2枚おめくりいただきまして、3ページの平成28年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)、第1表、歳入歳出予算をごらんください。

今回の補正予算(第1号)でございますが、教育振興部並びに子ども未来部から計上しておりますので、こちらの第1表、歳入歳出予算は、両部の予算額を合算して示されております。そのため、詳細につきましては、教育振興部と子ども未来部で、それぞれご説明を申し上げますので、後ほど、それぞれの部ごとからご説明申し上げさせていただきます。

歳入をごらんください。この中で、教育振興部にかかわる予算は、15款都支出金の2項、都補助金の補正額4,173万3,000円のうち、1,682万6,000円。そして、3項、都委託金1,420万円、こちらは全額で、合計で5,855万9,000円となります。これら以外は、子ども未来部にかかわる予算となります。

歳入の表の一番下、歳入合計をごらんください。補正前の額が119億6,657万2,000円、補正額が1億7,102万9,000円、合計で121億3,760万1,000円となります。

次に、歳出をごらんください。3款福祉費、4項児童福祉費で、補正額が5億88万5,000円が子ども未来部にかかわる予算です。8款教育費、1項教育総務費で、補正額7,518万2,000円が教育振興部にかかわる予算です。

歳出の表の一番下、歳出合計をごらんください。補正前の額が426億6,717万2,000円、補正額が5億7,606万7,000円。合計で432億4,323万9,000円となります。

それでは、恐れ入ります、別添でつけておりますA4、1枚の第54号議案参考資料の①をごらんください。教育振興部にかかわる予算についてご説明申し上げます。初めに、下の歳出・教育費の表をごらんください。第1項教育総務費の事務局費6,098万2,000円は学校適正配置関係経費で、滝野川第六小学校と紅葉小学校の閉校及び来年4月に開設されます統合新校の開設に要する経費として増額される

ものです。

歳入をごらんいただきますと、(1)都補助金、①の新しい学校づくり重点支援事業費で、補正額が1,682万6,000円。補助対象となります5万円以上の備品購入に対して、補助率2分の1の補助事業となっております。

歳出に戻りまして、教育指導費の1,420万円は研修研究会費となります。それぞれ東京都の委託事業となりまして、歳入のほうをごらんいただきますと、(2)都委託金、補正額1,420万円。内訳をごらんください。①のオリンピック・パラリンピック教育推進校事業費が1,260万円で、幼稚園、小学校、中学校、全校園に各30万円の予算と、重点校の2校、稲付中学校、梅木小学校には、さらに20万円が上乗せされます。②の日本伝統・文化発信育成事業費60万円でございますが、こちらは日本の伝統文化のよさを発信する能力・態度の育成事業で、王子第二小学校、赤羽岩淵中学校、桐ヶ丘中学校に、各20万円の予算となります。③の道徳教育推進拠点校事業費40万円は、東京都道徳教育推進拠点校になりました西浮間小学校、飛鳥中学校に、各20万円の予算となります。④のアクティブライフ研究実践校事業費は、研究実践校指定校の浮間小学校に30万円の予算となります。⑤のスーパーアクティブスクール事業費は、指定校となりました桐ヶ丘中学校に30万円の予算となります。

教育振興部からのご説明は、以上となります。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

続いて、子ども未来部関連の補正予算でございます。第54号議案参考資料②になっております。こちらをごらんください。福祉費での計上となっております。

まず、こちらに入る前に、全体の話でございますが、今回の補正、大きく4点の補正を行っております。まず一つ目が、保育所の待機児童解消に向けた緊急整備、それからもう一つ、こちらの関連でございますが、保育士不足に対応するための待遇改善の経費、それから保育料の改定、さらに紅葉小学校への校舎の増築、この4点の補正を行っております。

それでは、資料にお戻りいただいて、最初に、裏面の歳出のほうから説明をさせていただきますと思います。裏面をおめくりいただければと思います。第4項児童福祉費で、補正総額5億円余となっております。この内訳でございますが、5億円のうち、約4億4,000万が保育所の待機児童解消の経費、それから5,000万程度が保育士確保策の経費となっているものでございます。

では、上から順に見ていきますが、まず一番上、児童福祉総務費で、こちらは、民間の保育施設を誘致するための経費となっております。(1)で私立保育所を2カ所、(2)で短期的に整備が可能となります小規模保育所を6カ所、それから(3)で家庭的保育事業所を2カ所、それぞれ新たに誘致をしていくための補助金を計上してございます。なお、(1)の私立保育所でございますが、区有施設の2カ所を活用

して私立保育所を誘致していくといった内容になってございます。

それからその下、保育所費で、まず（１）の保育所運営費、こちらは直営の区立保育園、それからその下（２）、こちらは区立の指定管理者が運営する保育園の経費でございますが、それぞれ待機児童解消に伴います定員拡大によって必要となってくる、例えばですが、いわゆる非常勤職員ですとか臨時職員の経費、あるいは備品、消耗品、それから指定管理料の増額分、こういったものを、こちらで計上させていただいてございます。

それからその下が児童保育費となっておりますが、（１）（２）は、それぞれ、先ほど説明いたしました小規模保育所６カ所、それから家庭的保育事業所２カ所、こちら、今年度中の整備を目指している関係から、今年度必要となつてまいる運営費３カ月分を計上するといった内容でございます。その下の（３）、こちらの民間保育所運営支援事業費、こちらは保育士の確保策でございまして、例えば保育士宿舍借り上げ支援あるいは保育業務支援システムの導入補助、こういったものを計上してございます。

それから最後、児童福祉施設建設費でございます。（１）の保育所改修費については、保育所の定員拡大を図るための区立保育所の改修費、それから（２）の学童クラブ棟整備事業費、こちらは全く今までと別の事業でございますが、紅葉小学校と滝野川第六小学校が平成２９年４月に統合した際に、学校内に学童クラブ２クラブを確保して、また今後、放課後子ども総合プラン、こういったものの導入を進めてまいります。そのためスペースを確保することが難しいといったことから、校舎の増築を行うといった内容でございます。校舎につきましては、リース契約で２カ月分の経費を今年度計上しているというものでございます。

続きまして、表面の歳入、簡単に触れさせていただきます。

その中の主な項目でございますが、１２款、一番上の分担金及び負担金、こちら、減額となっております。こちらは、いわゆる要保護・多子世帯、こういった方々の保育料の軽減分などを反映した減額となっておりますが、こちらは、後ほど保育料の条例改正、条例のほうで詳細を説明させていただきます。

その下、１４款国庫支出金でございますが、（２）の国庫補助金、こちらは１億円を超える金額となっております。こちらは、保育所の待機児童解消関連の国からの補助金を計上するものでございます。

そしてその下、１５款都支出金、こちらですと（２）の都補助金が約２，５００万計上してございます。保育士の宿舍の借り上げ支援といった、こうした保育士の確保策についての都からの補助金を計上するといったものでございます。

説明は、以上です。

なお、保育所の待機児童解消策につきまして、全体像を担当課長のほうから補足で説明させていただきます。

子育て施策担当  
課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

子育て施策担当  
課長

では、私のほうから、本日席上配付させていただきました、左上に第54号議案参考資料③と書いてある資料、こちらのほうをごらんいただけますでしょうか。待機児解消策の全体概要についてご説明をさせていただきます。待機児の状況につきましては、就学前人口の増、そして保育所への入所を希望される方の割合がふえている、そういった要因がありまして、今回232名ということで、増になっております。この4月にも対前年度で440名の定員拡大を行いました、特に1歳児などで大きな数が発生しているといったような状況でございます。

項目の2の緊急対策の内容のほうに進みます。今年度も、ほぼ昨年度と同様、410名の定員増に向け、取り組みを行っているところですが、こういった状況を踏まえまして、緊急対策として、さらに施設整備等を進めるということでございます。

(1)の取組方針でございます。①から④がありますが、大きく申し上げますと、スピード感を持って今年度中にもできる限りの対応を行った上で、29年4月以降につきましても、保育需要の増を見込み、また最も多くの待機児童が発生しております1歳児に重点を置いて、対策を行うということでございます。

(2)の具体的内容でございます。以下、①から③、各項目の中で予算の取り扱いについて四角でくくっておりますが、こちらのものですが、あくまでも施設整備に係る経費の取り扱いについて書かせていただいたということで、どうぞご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

まず①の28年度の対策でございますが、短期的に取り組める策といたしまして、旧清至中学校別棟を活用いたしました、王子保育園の分園の設置。岩淵保育園では、3階の児童館部分が昨年度末で閉館になっておりますので、その部分への拡大などを行い、また短期的に整備が可能な民間施設のうち、小規模保育施設などの誘致に取り組みます。

②に進みます。29年4月期に向けた対策でございます。443名を予定しております。滝野川分庁舎、こちらの庁舎の庭の駐車場にある敷地、そしてあと、あじさい荘の北側に旧北寮という、そちらの区有地で更地になっているところがありますので、そこにプレハブ園舎を建てる。また、今ある建物の活用という点では、王子本町保育園の分園の整備、神谷北つぼみ保育園2階部分への拡張。また、昨年度閉鎖した施設ではございますが、旧赤羽台保育園と旧赤羽台つぼみ保育園では、建物はまだ残っておりますので、そこに私立園を誘致するなどの対策を行ってまいります。

③の30年4月の取組みにつきましては、今後、遊休化が予定される施設の活用も見据え、現在検討中ということでございます。

3ページ目の二重丸のところに進んでいただけますでしょうか。表でございますが、北区では、保育施設全体で、現在、7,201名の受け入れ枠が保育施設としてあるわけですが、今回の緊急対策と、そして既存の計画も合わせまして1,090名の増に取り組んでいくということです。これに加え、さらに30年4月期に向けても増に取り組むという予定でございます。

④に戻ります。民営施設における保育従事者の確保支援策などですが、この施設整

備とあわせて、やはり職員の確保といったことも必要でございます。民間施設における保育従事者では、(ア)では、国や東京都の補助を活用した職員に対する宿舍借り上げ支援、こういった事業も国・都で補助制度がありますので、そういったものを活用して確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

今後の予定ですが、順次設計を進めるとともに、必要な近隣にお住まいの方への説明、園保護者への説明などを行いまして、また、民間施設の募集といったことにも着手してまいります。

今後も必要な対策を追加で検討してまいります。

長くなりましたが、私からの説明は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

なお、プレハブで園舎、急遽建てるというふうに説明してはいますが、プレハブといっても工事現場であるような建物ではなくて、今、学校を別棟で建てるのも全部プレハブで建てている、相当の質のものでありますので、補足させていただきます。

予算に関連して、何かございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

先ほどから保育士の宿舍借り上げ支援という言葉が聞かれるんですけど、それは、具体的にどのような保育園で、また保育士の宿舍としてどのような借り上げが必要なのか。その保育時間とか、夜間の保育だとか、または広い地域から来ていただくためには、そういうものが要ということなのか、その必要性について説明をお願いしたいと思います。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

この借り上げ支援でございますけれども、既に国、それから新たに東京都が、この事業を実施しております。23区では20区ぐらいが既に導入しているところです。対象となりますのは、私立の保育園が中心。北区では、私立のほかに、小規模でありますとか認証保育所、こちらを対象としたいと考えております。

金額は、8万2,000円を上限という形で、園が宿舍を借り上げる。といいますが、実際は宿舍という形ではなくて、アパートの1室を保育園が契約をして、その職員の雇用のために寮として使うと、そういった形になるかと思っております。

こちらの条件ですけれども、保育士の資格を中心に今考えています。保育士の資格を持った方で、どの時間帯に当て込むかというのは、これは園の対応となりますけれども、

ども、なかなか昨今、保育士の確保というのが23区もしくは近県でも、かなり難しい状況になっている中で、8万2,000円ですと大体年間100万円近くなるわけですので、実質的に、新しく雇われた保育士さんというのは100万円ぐらいの生活水準が上がるという形になるかと思えます。これにつきましては、本人というよりは、園に行くようなものです。対象は、新たに採用されて5年以内の保育士さんということですので、かなり私立保育園の中から期待は寄せられている。状況を、幾つかの園にお伺いしたところ、これをすぐに使うといった園ばかりではありませんでしたけれども、例えば新たに園を立ち上げる、こういうところでまとまって保育士を集めなくてはいけないといったときに、この制度があれば、募集をかけたときに、寮つきですよといったような形で募集ができますので、大変有利になるといったお言葉をいただいているところです。本年度につきましては、7月分からとして52戸分を当面の予算規模として計上させていただいたものでございます。

以上です。

森下委員

ありがとうございました。

清正教育長

補足させていただきますと、今回の緊急対策、比較的、直営の部分のウエートが高いので、直営のほうは、比較的職員は集まりやすいんですけども、民間有地の部分は、なかなか、今、保育士の不足というのものもあるんです。その辺を少しでもバックアップするために、寮の部分ですね、宿舍の部分もということで検討させていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特に反対意見はないようでございますので、本件につきましては、意見なしとすることをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。

次に、日程第2、第55号議案、「東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

それでは、第55号議案について、ご説明を申し上げます。議案書の1ページをお開きください。今回、第2回東京都北区議会定例会に提出する教育委員会関係の条例案で、お示しの7件の条例となっております。このうち、教育振興部にかかわる1番から4番までの4件につきまして、私からご説明申し上げます。

初めに、3ページをお開きください。こちら、東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例です。

恐れ入りますが、6ページ後段の説明欄をごらんください。個人番号の利用に係る事務及び利用する特定個人情報を追加するとともに、当該追加する事務に係る特定個人情報の提供を行うための規制整備でございます。

8ページをお開きください。こちら、新旧対照表になります。今回の改正の主眼でございますが、現在、法律に書かれております法定事務として利用できますのが、就学援助等に関する事務のうち、医療扶助に係る一部分だけとなっております。そのため、独自利用事務といたしまして、就学援助事務全体でマイナンバーを利用できるようにするため、今回、追加をするものでございます。

もう一点が、昨年度、独自利用事務として規定をしました児童育成手当、ひとり親医療費助成について、今後、他の地方公共団体と情報連携するに当たりまして、事務審査の関係上、不足している特定個人情報がありましたので、今回、追加をさせていただくものでございます。それらを踏まえまして、こちら、新旧対照表の別表の第1、別表の第2、別表の第3に追加及び文言を規定するものでございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りいただきまして、中ほどの付則になります。この条例は、公布の日から施行いたします。

次に、13ページをお開きください。東京都北区教育委員会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1枚おめくりいただきまして、15ページの説明欄をごらんください。委員の報酬に係る規定を改めるための規定整備でございます。

1枚おめくりいただきまして、16ページをごらんください。新旧対照表になります。こちら、第3条に、第3項として「前2項の規定にかかわらず、報酬を受ける委員が傷病等により月の全て又はその大部分の日においてその職責を果たすことができないと認められるときは、当月分の報酬の全額又は一部を支給しないことができる。」との規定を加えるものでございます。

15ページにお戻りいただきまして、中ほどの付則になります。この条例は、公布の日から施行いたします。

次に、17ページをごらんください。東京都北区立認定こども園条例でございます。

3枚おめくりいただきまして、23ページの説明欄をごらんください。認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、制定をするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、24ページをごらんください。東京都北区立さくらだこども園の案内図になります。現在のさくらだ幼稚園の場所に設置いたします。



25ページをごらんください。さくらだこども園の平面図となります。基本的には、現在のさくらだ幼稚園のレイアウトと変わりませんが、建物の北側に職員室がございますが、こちらの下に玄関ホールがあります。この玄関ホールを入れて突き当たりになりますが、給食の配膳室を新たに設けます。また、こちら案内図の西側に遊戯室がございますが、その下に休憩室と更衣室がございます。この部屋は、現在倉庫となっておりますが、職員の休憩室と更衣室に改修をいたします。

なお、倉庫に入っておりました教材等につきましては、この案内図の西側に三角で園庭と書かれているところがございます。こちらに、プレハブの倉庫を設置して、荷物を移して保管をいたします。

恐れ入りますが、19ページにお戻りください。さくらだ認定こども園の概要につきましては、前回の教育委員会でご説明を申し上げたところでございます。その内容に沿いまして、条例を制定するものでございます。第1条で条例制定の趣旨を、第2条で名称及び位置を、また第3条から22ページにあります第10条まで、利用時間や保育料等の認定こども園の設置及び運営について規定をするものでございます。

22ページの中ほど、付則をごらんください。施行期日は平成29年4月1日となります。

なお、認定こども園の利用のために必要な入園案内、また入園申し込み等の手続など準備行為につきましては、施行の日の前においても行うことができるとしております。また、施行の日をもって、別にごございます北区幼稚園条例から、さくらだ幼稚園の項をとるということでございます。

次に、27ページをごらんください。東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただきまして、31ページの説明欄をごらんください。学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額等の改定を行うため、規定を整備するものでございます。

32ページをごらんください。新旧対照表になります。今回の改正でございますが、昨年度、国家公務員の介護補償額が引き上げられたこと、また医療職俸給表の改定が行われたことを受けまして、東京都が昨年、同様の条例を改正したことから、今回、北区でも条例の規定整備をするものです。こちらの新旧対照表の上段の改正後にありますように、第12条の介護補償額の引き上げ、また別表の補償基礎額表の基礎額を引き上げるものでございます。

恐れ入りますが、30ページにお戻りいただきまして、付則をごらんください。施行期日ですが、公布の日からの施行といたします。

経過措置ですが、この条例による改正後の新条例の適用日の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償等についても適用すること。また、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた介護補償等は、新条例の規定に基づく公務災害補償の内払いとみなすこと等でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

続きまして、子ども未来部関連の議案を説明させていただきます。まず、35ページをごらんいただければと思います。35ページ、東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例でございます。

おめくりいただいて、37ページになります。説明欄をごらんいただければと思います。東京都北区立中里児童館を廃止するため、この条例案を提出いたします。

続きまして、おめくりいただいて、38ページが新旧対照表、39ページが案内図となっております。なお、こちらの条例につきましては、補足資料を同時に配らせていただきました。こちらをごらんいただければと思います。

参考資料で、「東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例」の補足資料をお配りしております。そちらで簡単に説明させていただきます。

まず、改正内容でございますが、平成28年8月末日をもって、現在、旧滝野川第七小学校の3階で運営をしております中里児童館について、その児童館の機能については田端児童館と西ヶ原東児童館、こちらに統合して廃止をするという内容でございます。

こちら、背景でございますが、従来の中里児童館につきましては、中里保育園と併設の施設でございましたが、その保育園を拡張して、また中里保育園のつぼみ分園、こちらを吸収するための改修工事が必要となるといったことから、昨年9月に旧滝野川第七小学校の3階に移転をして運営を行ってまいりました。この9月から、運営場所でございます旧滝野川第七小学校において、田端中学校の移転改築工事、こちらが開始されるといったことから、当初の予定どおりでございますが、児童館を廃止するという内容でございます。

利用状況、こちらにお示しのとおりになっております。なお、現在、児童館につきましては、子どもセンターへの移行あるいは統合、こういったものを進めてございますが、その考え方、参考で下にお示ししてございます。

こちらの条例は、以上です。

続きまして、41ページをごらんいただければと思います。41ページ、東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

おめくりいただいて、43ページの最後の行のところです。説明欄になっております。新設学童クラブの名称及び実施場所を規定するとともに、既存学童クラブの廃止及び名称変更を行うため、条例案を提出させていただくものとなっております。

なお、こちらの条例案でございますが、滝野川小学校内の学童クラブに関するものとなっております。滝野川小学校ですが、既にこの4月から放課後子ども総合プランがスタートしておりますが、これから夏休みにかけて、プランルームとともに学童クラブの整備を行ってまいります。そうした関係からなのですが、43ページの中ほど付則のところですが、施行期日、整備が終わりました9月1日からの施行となっております。

おめくりいただきまして、続いて45ページ。こちらが、新旧対照表となっております。表の上段が改正後で、下段が現行となっております。表を見ていただきまして、下段にあります滝小こどもクラブを、滝小こどもクラブ第一と名称を変更させていただく。これとともに、現在、児童館内にございます西ケ原東育成室、こちらを廃止いたしまして、学校内に新たに滝小こどもクラブ第二を整備させていただくという内容となっております。

続きまして、46ページが案内図で、こちらにお示しのとおりでございますが、西ケ原東育成室、こちらは西ケ原児童館の3階部分に設置をさせていただきます。

続きまして47ページ、こちらが配置図です。こちらは、学校の校舎の1階部分になってございますが、こどもクラブ第一、第二が並んで整備をされて、その第二の右隣、空欄になってございますが、こちらがプランルームとなってくる予定でございます。

それからおめくりいただいて、48ページが平面図となっておりますが、こちらはご高覧いただければと存じます。

本条例については、以上です。

続きまして、保育料等の徴収条例の一部を改正する条例につきましては、保育課長より説明をさせていただきます。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

それでは、議案書49ページ、東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、52ページ、説明欄でございます。低所得世帯における保育料の負担軽減を行うため、この条例案を提出するものでございます。

59ページが新旧対照表でございます。こちら、内容が込み合っておりますので、本日ご用意させていただきました「東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例」の補足資料ということで、そちらでご案内をさせていただきます。

それでは、要旨でございます。国は、幼児教育の段階的無償化に伴い、低所得世帯また多子世帯等の経済的な負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令を一部改正いたしました。従前から、区では保護者が負担をしております保育料について、国が定めます利用者負担の上限から平均で50%程度の保育料をいただいているところですが、今回の施行令の改正の趣旨を踏まえまして、東京都北区保育料等徴収条例を改正するものでございます。

改正の内容、大きく2点でございます。要保護世帯等に係る特例措置の拡充でございます。年収にいたしますと約360万円未満相当の世帯に關します利用者負担額を、27年度と比較いたしまして半減、これは第1子になりますけれども、半額とするとともに、第2子以降は無償化するものです。また(2)といたしまして、多子軽減に伴う多子計算の年齢制限の撤廃ということでございます。同じく360万円未満

相当の世帯につきまして、多子計算、保育料につきましては通常第1子は通常の保育料、第2子は半額、第3子は無償ということにしておりますが、保育園の場合には、保育園に入っているお子さんということで今まで行っていました。ここに該当するお子さんにつきましては、年齢制限を撤廃しますので、小学生や中学生、場合によっては高校、大学生、こういった方もカウントしていきます。

それでは、中身につきまして、資料おめくりいただきまして、この階段状になっている資料をごらんいただけますでしょうか。要保護世帯等に係る特例措置の拡充。条例で申しますと、第4条第1項及び第4項関係でございます。

こちらは、先ほどの要保護世帯等について軽減を行うものですが、要保護世帯等というのがこの資料の一番下に、大きくは、ひとり親の方、こちらが大きなボリュームを占めるのではないかとこのように考えています。表の中の、これは4歳から5歳クラスの保育料でございますけれども、国の階層区分、国が定めている保育料というのは全体で8段階、大きく分けておまして、現行ですと、今お示ししているところは1万5,500円でございますとか2万7,000円といったのが、国の保育料になります。これが年収約360万円未満の世帯ですと、第1子の保育料、上限を半額にいたしますので、7,750円でございますとか1万3,500円になります。こうなりますと、区の現行の定めております、区の保育料よりも若干低くなっているところもあります。また、国は8段階と、かなり粗い段階になっているんですけれども、区は全部で29段階ときめ細やかな段階的な階層を有しております。これは、きめ細かく、住民税の所得割額ですけれども、これに応じまして細かく料金を設定します。これを、それぞれ2分の1にするものでございます。

続きまして、その資料の裏面、今度は多子軽減のほうでございます。改正前の左側、これが保育料のこれまでの考え方でございまして、第1子、保育園に入っているお子さんがいれば、そこから第1子、第2子、第3子と数えまして、一人目は満額、二人目は半額、三人目から無料という形です。この改正前の右側の小学校1年生以上のお子さんがいた場合に、ここのお子さんはカウントをしないで、実際は第2子であっても第1子の扱いということで保育料をいただいております。年収が約360万円未満相当の世帯につきましては、改正後、小学校1年生のところは第1子とありますけれども、このお子さんを第1子と数えますので、3歳のところにいますお子さん、こちらの保育料が従前満額でしたものが半額となる。また、第3子、2歳のところにいるお子さんについては無償化される、こういった形になっております。

それでは、恐れ入ります、議案書にお戻りいただきまして、52ページでございます。付則をごらんください。この条例につきましては、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都北区保育料等徴収条例等の規定は、平成28年4月1日からさかのぼって適用するものでございます。

既に保育料をいただいておりますので、こちらにつきましては、今からシステムの改修、コンピューターの改修を行いまして、9月ごろまでに、その改修を終えて実際の新しい保育料を適用してまいりたいと思っております。これまでいただいた保育料で差額が出る分、これにつきましては、保護者のほうにお返しをするという形を考えているところでございます。

以上、ご説明させていただきました。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

清正教育長

それぞれご説明、ありがとうございました。

それでは、7件ございますので、まず初めに、東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、ご質問またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、次に、東京都北区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご質問またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

特によろしければ、東京都北区認定こども園条例について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

特によろしければ、次に、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご質問またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

では、引き続き、東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例について、ご質問またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。次に、東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしければ、最後の東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、ご質問またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	<p>今日、配付いただきました参考資料の1ページ目なのですが、徴収要保護世帯の年収について確認させていただきたいのですが、これは、源泉徴収票あるいは、ほかにもろもろの収入があると思いますが、額面における収入だと思うんですけども、その点について確認させていただきたいんですが。</p>
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	<p>委員のおっしゃるとおり、年収でございますので、収入という形になります。今回、参考資料、補足資料としてお配りさせていただきました裏面をごらんいただきますと、360万円というのがどのぐらいのところにあるかと申しますと、これは区民税の所得割額、ここで見ますと、ひとり親世帯ですと7万7,101円未満、二人親ですと5万5,700円未満。保育園の場合は、想定として皆さん働かれているという形になりますので、お二人働いているということになれば、それぞれの給与所得控除があるので税額は低くなると。ひとり親の場合には、お一人で働くので控除の額はその分少ないですから、より高い所得割額から対象となる、こういった形になります。それぞれ、算定の保育料につきましては、実際の区民税の所得割には影響しないのですが、年少扶養控除とあって、以前あった、そういったものを考慮して算定をいたしまして、現行の保育料というのが一番右側にありますけど、大体、月々保育料1万円から1万4,000円ぐらい、このぐらい払われている方が対象となっております。</p> <p>以上です。</p>
檜垣委員	ありがとうございます。
清正教育長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、7件の条例に関して特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

清正教育長	<p>では、異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。 次に日程第3、第56号議案、「平成29年度区立幼稚園園児募集方針について」を議題に供します。 事務局から説明をお願いします。</p>
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	<p>それでは、私からは、第56号議案、平成29年度区立幼稚園園児募集方針についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、1枚おめくりください。説明欄でございます。平成29年度園児募集を円滑に行うためのものがございます。</p> <p>記書きの1でございます。平成29年度の園児募集に際し、応募者数が定数を上回った場合は抽選といたします。ただし、応募園児の兄または姉が当該園の年少クラスに在園中の幼児につきましても、無抽選といたします。次に、2でございます。園児募集に際し、応募者数が10名以下のときには、新たな学級編制を行わないことといたします。なお、学級編制を行った場合でも、当該4歳児の園児数が10名以下となった幼稚園は、翌年度の園児募集は行わないことといたします。3でございます。募集の際は、第二希望園の有無を明記していただくものといたします。</p> <p>なお、以上の内容につきましては、昨年と同様のものになってございます。また、今年度5月1日現在の在園児数及び充足率の資料を添付させていただいておりますので、参考までにご高覧いただければと存じます。</p> <p>なお、ここで大変恐縮ですが、参考資料について1カ所訂正がございます。一番上のうめのき幼稚園のところですが、5歳児の中央の欄、5歳園児数のところの括弧の中ですが、括弧の中が0となっておりますが、特別支援を必要とする児童が内数として2名ございました。誤りがあまして、大変申しわけございません。</p> <p>以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>すみません、合計のほうも2名加わりますので、4というふうになります。失礼いたしました。下の計が12となりまして、横の計が2のところは4というふうになります。失礼いたしました。最後のところが23になります。</p>
清正教育長	うめのきの一番上の中央の5歳児の括弧内が2ということよろしいですか。
学校支援課長	<p>うめのきの5歳児のところは2です。右のほうに行きまして、最後の44の横の2のところ、ここが4になります。それから、縦計のほうですが、合計、5歳児のところの162の横の10が、12となります。それから、全体の合計、(21)のところは(23)になります。大変申しわけございませんでした。</p>
清正教育長	それでは、本件について、ご意見、ご質疑はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、本件に対しまして、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

ここで、「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の議案を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それでは、ご異議ないものと認め、本日の日程に追加します。

それでは、追加日程第1、第57号議案「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見書聴取について」を議題に供します。

事務局からご説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第57号議案についてご説明させていただきます。議案書を3枚おめくりいただきまして、5ページ、こちらの説明欄をごらんください。北区立稲付中学校の位置変更を行うため、本案を提出するものでございます。

次の6ページをごらんください。新旧対照表になります。北区立稲付中学校の位置を、東京都北区赤羽西六丁目1番4号から旧第三岩淵小学校のございました、東京都北区西が丘一丁目12番14号に変更するものです。

7ページをごらんください。改正前と改正後の位置関係を示す案内図となります。

恐れ入ります、5ページにお戻りいただきまして、中ほどの付則になります。平成28年9月1日からの施行となります。

私からは以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

清正教育長

ありがとうございました。

本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。



(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。  
反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。  
次に、報告事項に移らせていただきます。  
日程第4、報告第25号、児童相談所の移管について、事務局から説明をお願いします。

子ども家庭支援  
センター所長

教育長

清正教育長

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援  
センター所長

それでは、報告第25号、児童相談所移管について、これまでの経過や今後の予定につきましてご報告させていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、教育委員会資料をごらんください。1の経過概要及び現況です。児童相談所の移管につきましては、都区協議、東京都と23区の協議となりますが、ここにおいて、平成24年2月に「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」が設置され、平成25年11月には、同検討会で児童相談所移管に向けた検討経過や特別区と都の見解で示された指摘事項を含めまして、「特別区児童相談所移管モデル」を発表しております。

平成27年度は、この移管モデルの具体化に向けまして、23区共通の課題を整理し、児童相談行政のあり方について検討を進め、特別区区長会へ提出をしております。

北区の取り組みですが、特別区の移管モデルを受けまして、平成26年7月に「児童相談所移管に係る検討会について（最終報告書）」をまとめました。

また、平成27年5月と平成28年2月に「児童相談所の移管にかかわる庁内検討会」を関係部署の管理職を対象に開催いたしまして、移管モデルを中心に、国、都、特別区の進捗状況を確認いたしました。

人材育成につきましては、平成25年度から3年間の予定で北児童相談所への職員派遣を開始したところでございます。

一方、国におきましては、ふえ続ける児童虐待に対する体制の強化、発生予防の観点から、児童福祉法等の一部を改正する法律案が平成28年3月29日に国会に提出されまして、その改正内容の一つとして、法律施行後5年をめぐり中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう必要な措置を講ずるとされています。

法律案の改正概要につきましては、恐れ入ります、資料1をご高覧いただきたいというふうに思っております。

なお、国会の審議状況でございますが、5月20日の日経新聞によりますと、5月19日に衆議院本会議で全会一致で可決され、参議院に送られ、5月中にも可決・成立する見通しとのことです。

上記の経過を経まして、平成28年4月に特別区長会において、これまで23区は足並みをそろえて児童相談所の移管を受けるということで考えておりましたが、法改正後、23区と東京都の協議が整った場合は、準備が整った区から順次児童相談所設置を目指すこととされました。

2の今後の予定です。今後は、移管モデルを参考に、北区としては解決しなければならない課題の抽出、また児童相談所の機能が今より充実し、強化するための方策等を検討してまいりたいと考えております。なお、既に児童相談所を設置している中核市への視察や、北児童相談所管轄であります荒川区、板橋区との情報交換等、23区内の情報収集に努め、また、北児童相談所とも、移管に当たっての意見交換を行う予定です。そして、北児童相談所への職員派遣を継続いたしまして、昨年につき、「児童相談所移管にかかわる区内連絡会」を開催する予定でございます。

以上、ご報告をさせていただきました。

清正教育長

報告ありがとうございました。  
ご質疑、ご意見ございますでしょうか。

森岡委員

教育長

清正教育長

森岡委員

森岡委員

これから北区はやっていくと思うのですが、今、実施している区はあるのでしょうか。

子ども家庭支援センター所長

教育長

清正教育長

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援センター所長

ただいま、23区の中では、まだ東京都が23区に児童相談所を移管することに同意をございませんので、一つもございません。全国の中でも、金沢と、それから横須賀が、市のレベルで設置をしているというのは伺っております。先ほどもご説明させていただきましたが、今後、そのようなところに視察に行ってみようというふうに考えております。

以上です。

清正教育長	ほかにかがでしょうか。
森下委員	教育長
清正教育長	森下委員
森下委員	児童相談所の移管についての必要性や経過、また今後については、ご説明いただいてよくわかりました。ですから、報告に対しては、これで異議なしというところですが。ただ、今、北区では、北児童相談所にいろいろなことを相談するわけですが、現実として、何かそこでいろいろな問題というのはあるのでしょうか。もし具体的なことが今、わかることがあれば、教えていただければと思います。
子ども家庭支援センター所長	教育長
清正教育長	子ども家庭支援センター所長
子ども家庭支援センター所長	北区は、おかげさまで北児童相談所が北区にございます。また、子ども家庭支援センターが近くにありますので、虐待の通報等があれば、すぐに児童相談所のほうに参りまして意見交換等はさせていただいております。ただ、やはり、全体で考えますと、虐待に行く前の予防、そういうところの連携をもう少し図っていく必要があるのではないかなというふうに思っております。そういうところでは、移管を受けた場合には、同じ自治体の中で行えるので、充実が図れるのではないかと考えております。 以上です。
清正教育長	ほかにかがでしょうか。  (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、ご意見ないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。 次に、日程第5、報告第26号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第26号、「後援・共催事業に関する報告」についてご報告させていただきます。恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。今回は、記書き以下、名義使用承認報告が7件と事業実績報告が9件でございます。

初めに、名義使用承認報告1件目でございます。事業名が、「16ときがわ こども川賊キャンプ」。主催者が、特定非営利活動法人エコ・コミュニケーションセンターでございます。お示しのとおりの内容で、埼玉県比企郡ときがわ町の雀川砂防ダム公園ほかで行われます。

続きまして2件目でございます。事業名が、星美学園短期大学公開講座、保育・教育特別セミナー2016。主催者が、星美学園短期大学でございます。お示しのとおりの内容で、星美学園短期大学を会場に行われます。

恐れ入りますが2ページをお開きいただきしたいと思います。3件目でございます。事業名が、第31回北区小・中学生アイディア工夫展。主催者が、東京都北区青少年委員会でございます。お示しのとおりの内容で、北とぴあ、地下展示ホールを会場に行われます。

4件目でございます。事業名が、区民絵画展「きたくなるまち絵画展」。主催者が、公益財団法人北区文化振興財団でございます。お示しのとおりの内容で、北区文化芸術活動拠点ココキタ、こちらの2階のオープンギャラリーを会場に行われます。

5件目でございます。事業名が、子どもかがやき文化芸術事業です。恐れ入りますが、9ページの別紙1をごらんください。①のスクールコンサートから⑤の児童ダンス☆演劇教室まで、お示しのとおりの内容となっております。恐れ入りますが、2ページの5件目にお戻りいただきまして、主催者が公益財団法人北区文化振興財団で、区立小中学校体育館ほかを会場に行われます。

3ページをごらんください。6件目でございます。事業名が、文化庁伝統文化、茶道親子教室。主催者が、茶道裏千家清風会でございます。お示しのとおりの内容で、北とぴあ901号室を会場に行われます。

最後、7件目でございます。事業名が、十周年記念東京ラジオ歌謡音楽祭。主催者が、一般社団法人東京ラジオ歌謡を歌う会でございます。お示しのとおりの内容で、北とぴあ、つつじホールを会場に行われます。

恐れ入りますが、次の4ページをお開きください。こちら、事業実績報告となります。4ページから7ページまで、お示しの9件となりますが、11ページ以降の別紙2、別紙3とあわせまして後ほどご高覧いただければと存じます。

以上、ご報告とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。  
ご質疑、ご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。  
ないようですので、ここで本件に関するご報告は終了させていただきます。  
以上で、本日の日程、全てを終了いたしました。  
これもちまして、平成28年第4回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。